



経理の窓 6月号

平成21年6月1日号

まもなく梅雨に入りますね。晴れ間にのぞく太陽は、もう真夏の陽射しです。
紫陽花や菖蒲の色の紫は、心に癒しと安らぎをもたらしてくれるそうです。

今月の税務	法人 : 4月決算法人の確定申告と納付 個人 : 市・県民税の第1期分の納付 社会保険 : 労働保険の申告と納付(7月10日迄)
-------	--

エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度について

平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却できるとなりました。なお、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の適用期限は、平成22年3月31日から2年間延長されました。

適用対象は、青色申告法人及び青色申告を行う個人事業者です。



対象設備は、新品のもので、 から までの設備について貸付の用に供されるものでないこと、
の石油代替エネルギー利用設備等は電気事業の用に供されるものでないもの、 の設備について、
住宅の用に供されるものでないこととなっています。

(注) 所有権移転外リース取引により取得した設備等は、対象設備に含まれません。

エネルギー有効利用設備

(イ) エネルギー有効利用製造設備等

(ロ) エネルギー有効利用付加設備等

(ハ) 電気・ガス需要平準化設備

石油代替エネルギー利用設備

(イ) 新エネルギー利用設備等

(ロ) その他の石油代替エネルギー利用設備等

電気供給安定化設備

エネルギー使用合理化設備等

(イ) エネルギー使用合理化設備

(ロ) エネルギー使用制御装置

【具体的な対象設備の例】

「エネ革税制」については、経済産業省 資源エネルギー庁が、情報を公開しています。対象設備は、『エネルギー需給構造改革推進投資促進税制利用のためのQ & A集』に、一覧表で掲載しています。

【別表1～3】の設備を取得した場合の証明制度もありますし、継続・新規の適用もありますので、対象設備に該当するかどうかは、所轄行政庁等に確認されることをおすすめします。

エネルギー有効利用設備

(イ) エネルギー有効利用製造設備等【別表1】

旋回流強化型離解装置、高性能脱燐炉、高性能機械組立設備、
コンバインドサイクル発電用ガスタービン

(ロ) エネルギー有効利用付加設備等【別表2】

高断熱窓設備、エネルギー回生型ハイブリット車、物流用蓄熱式保冷装置ほか

(ハ) 電気・ガス需要平準化設備【別表3】

ガス冷房装置（34kw以上）

石油代替エネルギー利用設備

(イ) 新エネルギー利用設備等【別表4】

太陽熱利用集蓄熱装置、未利用エネルギー利用設備、バイオマス利用装置
風力発電設備、太陽光発電設備

(ロ) その他の石油代替エネルギー利用設備等【別表5】

地方ガス天然ガス化設備、天然ガス利用設備、天然ガス自動車・フォークリフト
燃料電池自動車、電気自動車、燃料電池設備

電気供給安定化設備

エネルギー使用合理化設備等

(イ) エネルギー使用合理化設備【別表6】

高断熱窓設備、高効率空気調和設備、照明設備、高効率給湯設備、
交流変周波数制御方式エレベーター

(ロ) エネルギー使用制御装置【別表7】

測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

【その他】配電多重化設備

【別表6】の各項で指定する対象設備1つ以上をすべて同時に設置することが必要です。

税務申告の際、確定申告書等に所轄行政庁交付の確認書が必要です。

【別表7】の各項で指定する対象設備をすべて同時に設置することが必要です。インバーターがすでに設置されている場合には、その設備以外の各項で指定する対象設備をすべて同時に取得することが必要です。

税務申告の際、確定申告書等に経済産業大臣交付の確認書の添付が必要です。

関連ホームページアドレスは、下記の通りです。

資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/>

省エネルギー政策・制度（法律支援） http://www.eccj.or.jp/sub_01.html

省エネルギー関連助成制度 <http://www.eccj.or.jp/promote/06/index.html>

「エネ革税制」 <http://www.eccj.or.jp/enekaku/index.html>

資源生産性向上促進税制の創設

一定の認定計画に基づいて、平成23年3月31日までの間に取得等をする自社の資源生産性を向上させる設備等や省エネ性能の高い家電製品等の生産設備については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できることとなりました。

自動車課税

環境性能の高い自動車の自動車重量税を時限的に減免されることとなりました。

一定の排ガス性能・燃費性能を備えた自動車について、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に受ける最初の新規・継続検査等の際に、自動車重量税が減免されます。

(参考)一定の排ガス性能・燃費性能を備えた新車を平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に購入した場合は、併せて、自動車取得税(地方税)が減免されます。

具体的な減免対象車種などの情報は、国土交通省のホームページに掲載されています。

http://www.mlit.go.jp/jidosha_fr1_000005.html

1. 自動車重量税が免除されるもの

電気自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリット自動車・ハイブリット自動車

2. 環境性能の高い自動車の場合

税額の75%が軽減される燃費性能の自動車

税額の50%が軽減される燃費性能の自動車

6月は、環境月間、6月5日は環境の日です。今月は、環境に関連した税制についてまとめてみました。家電のエコポイント制も始まりましたね。でも即、お買い換え～とは.....です。

2月の法人の決算から、中小法人等は、欠損金の繰戻しによる還付の請求ができるようになりました。青色申告法人であることが条件ですが、税務調査がなされるという情報があり、甘くはないようです。今後、黒字が見込める法人は、欠損金を繰り戻さないで、繰越する選択もあると思います。

《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者の方の納期限になります。

1月から6月の源泉所得税を納付します。該当される方は、およそ6ヶ月分の源泉税の資金準備をお願いいたします。

